

排水基準を定める省令の一部を改正する省令 の一部を改正する省令の概要

平成27年5月
水・大気環境局水環境課

1. 暫定排水基準の見直し

- 平成24年5月、水質汚濁防止法による有害物質に1,4-ジオキサンを追加し、0.5mg/Lを許容限度とする排水基準を設定した（平成24年5月25日施行）。
- その際、直ちに排水基準に対応することが著しく困難と認められる一部の工場・事業場（5業種*）に対して、3年間（ポリエチレンテレフタレート製造業については2年間）の経過措置として、暫定排水基準を設定した（平成27年5月24日まで）。
 - ※感光性樹脂製造業・エチレンオキサイド製造業・エチレングリコール製造業・ポリエチレンテレフタレート製造業・下水道業
- 今般、暫定排水基準の適用期限が満了する4業種のうち、2業種（感光性樹脂製造業・下水道業）については暫定排水基準から一般排水基準へ移行する。また、残る2業種については以下のとおり暫定排水基準を強化し、適用期限を3年間延長する。（ポリエチレンテレフタレート製造業は暫定排水基準から一般排水基準へ移行済み）
 - ①エチレンオキサイド製造業
暫定排水基準：6mg/L
適用期間：本改正省令施行の日から3年間
 - ②エチレングリコール製造業
暫定排水基準：6mg/L
適用期間：本改正省令施行の日から3年間

2. スケジュール

公布日：平成27年5月 1日
施行日：平成27年5月25日